

要 望 事 項（回答有り）

(1) 徳島県における文教予算がより一層充実され、児童生徒や教職員にとってより良い学校運営が持続的かつ円滑に行えるよう実態を十分に把握したうえで、加配等による教職員の増員、および各種外部人材等を配置すること。

① 35人以下学級を中学校全学年に正式に拡充するとともに、学級減となるような学校や生徒指導上困難な学級などには、個別課題に対応できるよう、加配等の格段の配慮を行うこと。

少人数学級編成については、国に先がけて、対象を拡大してきたところです。中学校2・3年生の少人数学級編成については、研究加配を配置し、その効果を検証しているところです。今後とも、学校の実態を踏まえ、市町村教育委員会とも協議をしながら、適切な教員の配置に努めてまいります。

② 児童生徒と向き合う時間や授業準備等にかかる時間の確保のため、専科教員やスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等の配置をより一層進めること。また、小学校高学年における教科担任制を視野に入れた加配を行うこと。

スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員については、現在配置している学校での活用状況や効果等を検証しながら、引き続き予算の確保に努めてまいります。小学校高学年における教科担任制については、国や他県の動向を注視してまいります。

③ 学校における法的側面からのいじめ予防教育や諸課題の効率的な解決のため、専門的知識・経験を兼ね備えた法律の専門家であるスクールロイヤーを配置すること。

スクールロイヤーについては、国の調査研究として、いじめ防止等対策のために公立学校等に派遣できる体制を整備し、その効果について検証を進めているところです。

④ 生徒の学力向上及び教員の負担軽減のため、中学校の免許外指導についてはその解消を図るとともに、拠点校配置や非常勤講師の派遣等の具体的対策をより一層進めること。

中学校の免許外教科担任の解消については、重要な課題として受け止め、加配措置、非常勤講師の派遣などに努めているところです。

⑤ 病休や育休等の補充が見つからない場合や繁忙期、緊急時の臨時的措置に対応するため、全職種において短期臨時補助員制度を新設すること。また、補充者確保のための具体的な施策を早急に打ち出すこと。

今後とも、ティーチャーズバンク、マイスターバンク制度の周知と適切な運営により、補充者の確保に努めてまいります。

⑥ 児童生徒の心身の悩みによりきめ細やかに対応するため、養護教諭の複数配置等について積極的に進めること。また、県独自の複数配置の研究指定校については、指定校数を拡大するとともに小中のバランスを考慮して配置すること。

養護教諭の複数配置については、各校の現状に対応した配置を行っているところであり、今後とも努力してまいります。複数配置基準の緩和については、機会あるごと、教育長会等を通じて国への要望を行っているところです。複数配置の研究指定校については、市町村教育委員会とも協議しながら、適切な教員の配置に努めてまいります。

⑦ 食に関する指導の充実のため、栄養教諭免許取得者を早期に栄養教諭として任用するとともに、受配校の数、職員や幼稚園の食数を踏まえ、食の指導への対応加配を増員すること。また、臨時職員の待遇改善を図ること。

栄養教諭の任用については、今年度は2名の任用替えを行ったところであり、今後とも標準法に則り、栄養教諭・学校栄養職員の適正な配置に努めてまいります。臨時職員の勤務条件の改善については、引き続き、国や他県の動向を注視してまいります。

(2) 学校マネジメント機能強化のため、主幹教諭・指導教諭を大幅に増員すること。

主幹教諭・指導教諭については、引き続き、選考審査要項に則り、適正な任用・配置をしてまいります。

(3) 年齢順遠距離勤務（事務・養護・栄養）を行わないことを引き続き求める。また、年順が再開する場合には新年順制度の設計を行い、他の人事異動同様に家庭状況等できるだけ考慮すること。さらに年順が再開する場合の準備・対策のため、年順名簿を事前に公開すること。

年齢順遠距離勤務については、県下全体のバランスを考えると必要な制度ですが、極力必要最小限に留めるように努力してまいります。年順が再開する場合には、年齢順遠距離勤務候補者の希望を十分に聞いて、異動作業を進めてまいります。

(4) 「チーム学校」における学校運営のサポート、学校間連携による事務機能強化及びコンプライアンス強化につながる共同学校事務室の推進に向けて、モデル地区を選定し、成果と課題を検証するなど、設置に向けた具体的取組を開始すること。また、昇任年齢を引き下げ、意欲のある者を抜擢すること

共同学校事務室については、引き続き、国や他県の動向を注視しながら、研究を進めているところです。昇任については、今後とも適切に実施できるよう努めてまいります。

(5) 養護教諭・栄養教職員のさらなる資質向上のため、引き続き指導主事を複数配置すること。また、学校事務職員の研修体制の充実に向けて、必要な人材を引き続き配置すること。

体育学校安全課に養護教諭の指導主事を、総合教育センターに栄養教諭の指導主事を配置しているところです。また、学校事務職員を総合教育センターに配置し、研修の充実に努めているところです。

(6) 学校事務職員・学校栄養職員の昇任、また栄養教諭への任用に関しては適任者の任用に努めるとともに、昇任の場合は速やかに学校長が本人に伝えること。

昇任や任用に関しては、人事異動の内示に際し、本人に正確に伝わるよう校長を指導してまいります。また、引き続き適任者の昇任や任用を続けてまいります。

(7) 再任用教職員について、将来的な再任用希望者の増加に対応できるようにマイスターバンクとの違い等、新制度を積極的に周知するとともに学校事務職員のフルタイム勤務の新設等、多様な働き方ができる制度を構築すること。また、教職員の職務の特殊性に鑑み、再任用者の給与等の改善を図ること。

再任用制度については、今年度から「週38時間45分」の勤務形態を追加しました。徳島県公立小中学校再任用教職員選考審査実施要項に則り、本人の希望も参考にしながら、全県的な視野で適切に実施してまいります。また今後とも制度の周知に努めてまいります。再任用者の給与等の改善については、人事委員会勧告を尊重してまいります。

(8) 統合型校務支援システムの構築にあたっては、校務のみならず庶務やサービス、総務系事務に関する項目も一括して導入するとともに、試験的運用において明確になった課題等を検証し、改善を図った上で全面実施を行うこと。また、管理・運用面においては、ICT担当者を派遣するなど、教職員のさらなる負担になることがないように円滑な導入を図ること。

学校業務支援システムは、ワーキンググループにおいて検討しながら構築を進めており、課題等に対しては可能な限り対応してまいります。令和3年度の本格的な運用に向け、教職員の説明会や試験運用を実施するとともに、直感的に操作が可能となるようユーザーインターフェイスの向上や利用支援を含めた対応に努めてまいります。なお、総務系事務に関する項目を一括導入することは困難です。

- (9) 「とくしまの学校における働き方改革プラン」に示した時間外勤務25%削減目標を達成するため、ロードマップに示した取組を確実に実施するとともに地域の実態に応じた学校における働き方改革の指針やプランを各市町村教育委員会が策定するように県教育委員会が指導を行うこと。また、各市町村教育委員会や各校の取組を評価及び公表すること。

教職員の多忙化解消については、「多忙化解消推進会議」の意見等をふまえ、引き続き実効性のある方策を講じるとともに、給特法改正による国の上限ガイドラインの「指針」への格上げをふまえた対応を検討してまいります。また、優れた取組については、ホームページ等で周知・広報を行っており、学校現場における業務改善を支援してまいります。

- (10) 客観的な出退勤管理、研修の精選や部活動の在り方、各種大会の日程の見直し等、休日のまとめ取りが確実に取れるように条件整備を行った上で「1年単位の変形労働時間制」の選択的導入について検討すること。

変形労働時間制の導入については、国や他県の動向を注視しつつ、研究してまいります。

- (11) 教育正常県である本県の管理職任用については、教育公務員として政治的中立を遵守し教育正常化を目指す人材の中から任用すること。また、管理職の資質として、連帯性、協調性を考慮するとともに、的確な判断力や決断力、交渉力や危機管理を含む組織マネジメント力を備えた人材を任用すること。

管理職任用については、選考審査要項に則り、適正に行ってまいります。

- (12) 異動対象となっている全ての教職員に対し、積極的かつ誠意をもって人事相談を行うよう所属長を指導すること。また、人事異動に関する情報は、教職員が不安を抱くことのないよう所属長を通じ、迅速かつ正確に本人に伝えられるようにすること。

管理職による人事異動に関する相談については、校長会等機会あるごとに校長を指導しているところであり、今後も取り組んでまいります。

- (13) 特殊事情のある者の異動については本人の希望や状況を面接等で十分に把握し、家庭生活と勤務の均衡に特別の配慮を行うこと。

特殊事情のある者の異動については、人事異動全体の中で、異動対象者の状況等を十分に把握するよう努めるとともに、家庭状況等もできるだけ考慮してまいります。

以上